

# 平成 20 年度 市町決算の概要

## 1 決算規模

平成 20 年度の市町の決算規模は、歳入が 0.5% 増、歳出が同じく 0.5% 増となり、歳入、歳出ともに 4 年ぶりに増加に転じた。

歳入においては、景気後退の影響による法人住民税の減少などにより地方税が減収となる一方で、地方交付税や社会保障や経済対策に関わる国庫支出金が増加し、前年度比 26 億 70 百万円の増となった。

歳出においては、人件費、投資的経費等の厳しい歳出削減努力が続けられる一方で、社会保障関係経費や公債費の増加や経済対策の実施により前年度比 23 億 07 百万円の増加となった。

平成 20 年度の県内市町の普通会計決算額は、

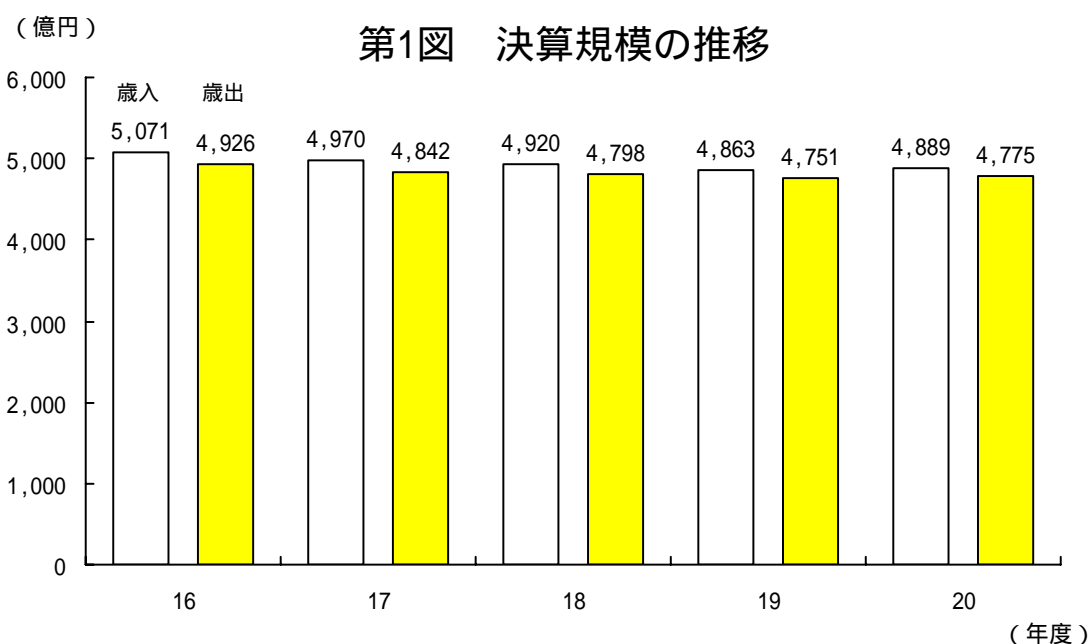
歳入 4,889 億 42 百万円（前年度 4,862 億 73 百万円）

歳出 4,774 億 56 百万円（前年度 4,751 億 49 百万円）

であり、前年度に比べると、歳入 26 億 70 百万円（対前年度比 0.5% 増）、歳出 23 億 07 百万円（同 0.5% 増）と、歳入、歳出ともに平成 17 年度決算以来 4 年ぶりに増加に転じた。団体区分別にみると、歳入が都市で 0.0% 減、町で 4.7% 増、歳出が都市で 0.1% 減、町で 4.8% 増となっている。

歳入の増加については、景気後退の影響による法人住民税の減少などにより地方税が減収となる一方で、地方交付税が増加したことや社会保障や経済対策に関わる国庫支出金が増加したことによるものである。

歳出の増加については、人件費、投資的経費等の厳しい歳出削減努力が続けられる一方、社会保障関係経費や公債費が増加し、加えて、国の補正予算に呼応した経済対策が実施されたことによるものである。



## 2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が26年連続で黒字を計上している。なお、単年度収支は引き続き赤字である。

実質単年度収支は、地方債の繰上償還額は増加したものの、財政調整基金の積立金の減と同取崩額の増により、前年度より黒字幅が大幅に減少した。

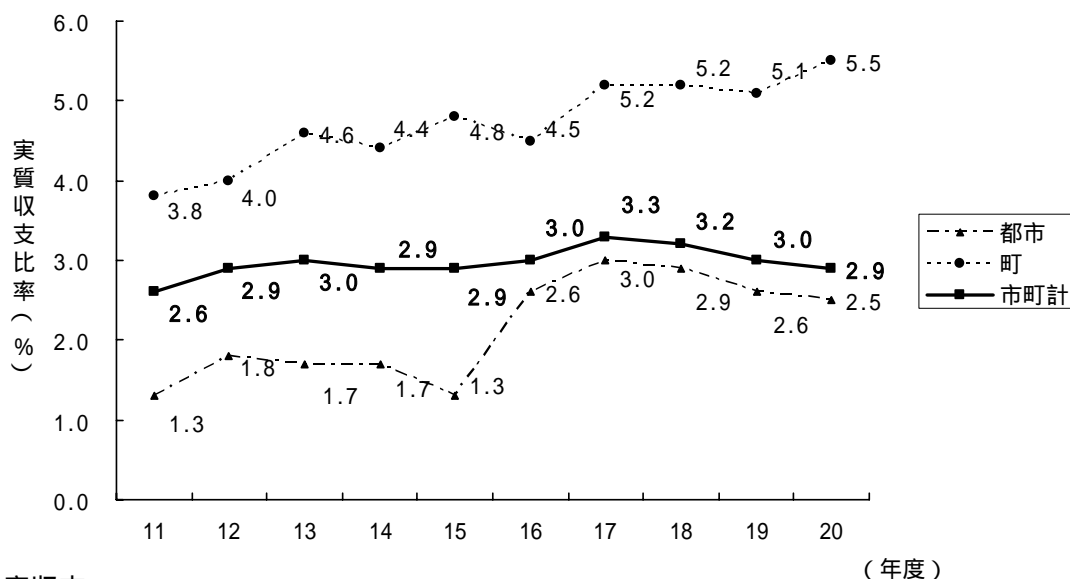
### (1) 実質収支

平成20年度における歳入歳出差引額(形式収支)は、114億86百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源25億56百万円を控除した実質収支は、89億30百万円の黒字となっている。

黒字額は、前年度(90億70百万円)に比べると1億40百万円減少しているが、昭和58年度以降26年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率(標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)に対する実質収支額の割合)は、都市が2.5%(前年度2.6%)、町が5.5%(同5.1%)で、市町全体では2.9%(同3.0%)となっている。

第2図 実質収支比率の推移



### (2) 単年度収支

平成20年度実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は、都市は赤字、町は黒字となり、県計では1億40百万円の赤字となっている。

また、黒字の団体数は、26団体中16団体(7市9町)となっている。

### (3) 実質単年度収支

実質単年度収支(単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額)は、都市は赤字、町は黒字、県計では4億90百万円の黒字となっている。前年度との比較では、地方債の繰上償還額が増加(4億22百万円増)したものの、財政調整基金の積立金の減(1億82百万円減)と同取崩額の増(21億98百万円増)により、黒字幅が大幅に減少(19億53百万円減)している。

### 3 歳 入

平成 20 年度の歳入決算額は、4,889 億 42 百万円で、前年度に比べ 26 億 70 百万円、0.5%増加している。

これは、景気後退の影響による法人住民税の減少などにより地方税が前年度比 3 億 5 百万円、0.1%減となる一方で、地方交付税が前年度比 15 億 10 百万円、2.2%増、社会保障経費の増や経済対策により国庫支出金が前年度比 28 億 43 百万円、7.5%の増となったことなどによる。

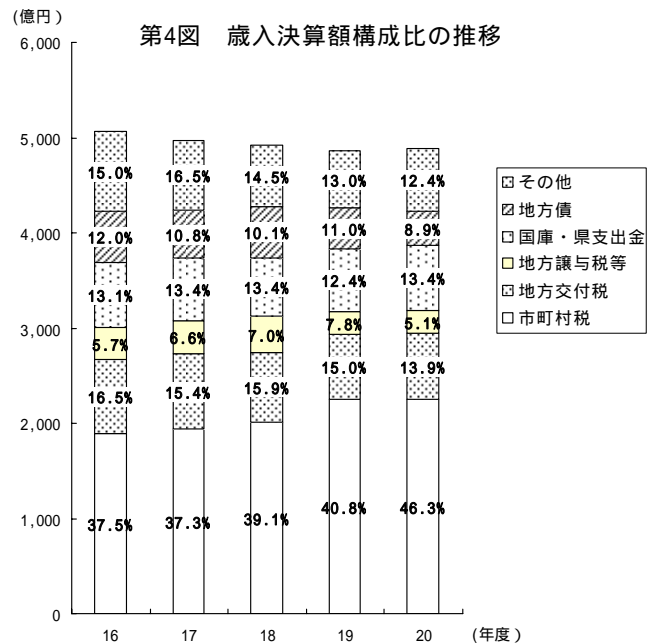
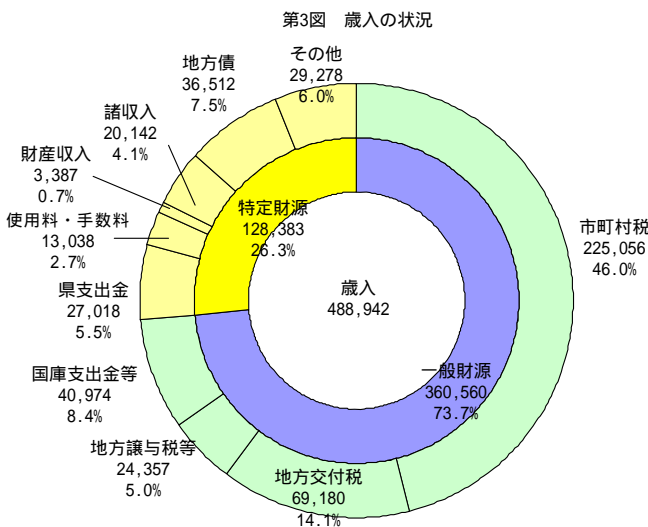
なお、歳入に占める純一般財源の構成比は、県税交付金の減、国庫支出金の増等により前年度より 0.2 ポイント低下し、65.2%となった。

#### (1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,250 億 56 百万円（歳入総額に占める構成比 46.0%）、地方交付税：691 億 80 百万円（14.1%）、国庫支出金：409 億 74 百万円（8.4%）、地方債：365 億 12 百万円（7.5%）が主なものである。

団体区別に歳入総額に占める構成比の上位 3 科目をみると、都市においては、市町村税：47.0%（前年度 47.1%）、地方交付税：12.8%（12.5%）、国庫支出金が：8.6%（8.3%）に対し、町においては、市町村税が 39.0%（41.0%）、地方交付税が 24.0%（24.7%）、地方債：7.2%（5.8%）となっており、都市においては市町村税の占める割合が町より 8.0 ポイント高くなっているのに対して、町においては地方交付税の占める割合が都市より 11.2 ポイント高くなっているなど、町は都市より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の純一般財源は、3,185 億 93 百万円で、前年度に比べ 7 億 26 百万円、0.2%増加したが、県税交付金の減や国庫支出金等の増により、構成比では 65.2%と前年度（65.4%）を 0.2 ポイント下回った。



(2) 歳入項目別の状況

市町村税は、堅調な住宅開発等による固定資産税の増（21億85百万円、2.3%増）や個人住民税の増（6億93百万円、0.9%増）がみられたが、景気後退の影響による法人住民税の減（32億60百万円、10.2%減）が大きく、全体としては前年度比0.1%減の2,250億56百万円となった。

地方交付税は、地方再生対策費の新設、公債費の増、琵琶湖の面積分新規算入等による普通交付税の増等により、前年度比2.2%増の691億80百万円となった。なお、臨時財政対策債は前年度比6.3%減の130億91百万円であり、これらを合わせたいわゆる実質的な地方交付税としては前年度比0.8%増の822億71百万円となった。

国庫支出金は、国の生活対策に係る補正予算等により、前年度比7.5%増の409億74百万円となった。

地方債は、公共事業の縮減による各事業債の減、合併特例債の減、臨時財政対策債の減等により、前年度比15.9%減の365億12百万円となった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比0.9ポイント増の59.5%となった。この主な要因は、自主財源である諸収入が一部団体で大幅に増となったこと、依存財源である地方債が大幅減となったこと等によるものである。

自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	平成 20 年度		平成 19 年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自 主 財 源	290,902	59.5	284,965	58.6	5,936	2.1
市 町 村 民 税	225,056	46.0	225,361	46.3	305	0.1
諸 収 入	20,142	4.1	14,902	3.1	5,240	35.2
使 用 料 ・ 手 数 料	13,038	2.7	12,669	2.6	369	2.9
そ の 他	32,666	6.7	32,033	6.6	633	2.0
依 存 財 源	198,041	40.5	201,308	41.4	3,267	1.6
地 方 交 付 税	69,180	14.1	67,670	13.9	1,510	2.2
国 庫 ・ 県 支 出 金	67,992	13.9	65,391	13.4	2,601	4.0
地 方 債	36,512	7.5	43,410	8.9	6,898	15.9
そ の 他	24,357	5.0	24,837	5.1	480	1.9
合 計	488,942	100.0	486,273	100.0	2,670	0.5

## 4 歳 出

平成 20 年度の歳出決算額は、4,774 億 56 百万円で、前年度に比べ 23 億 7 百万円、0.5%増加している。

目的別構成比では、民生費のウェイトが大きく 1/4 超(26.7%)を占めており、総務費(14.6%)、公債費(14.0%)がこれに続いている。前年度比増加額でも、民生費、総務費、公債費の順に大きく、減少額では土木費、農林水産費、教育費の順に大きくなった。

性質別では、「義務的経費」が、扶助費、公債費の増により前年度比 0.8%増、8 年連続の増となる 2,246 億 64 百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の減により前年度比 7.5%減、7 年連続の減となる 565 億 9 百万円となった。その他の経費では、補助費等、繰出金が増、物件費、積立金が減となった。

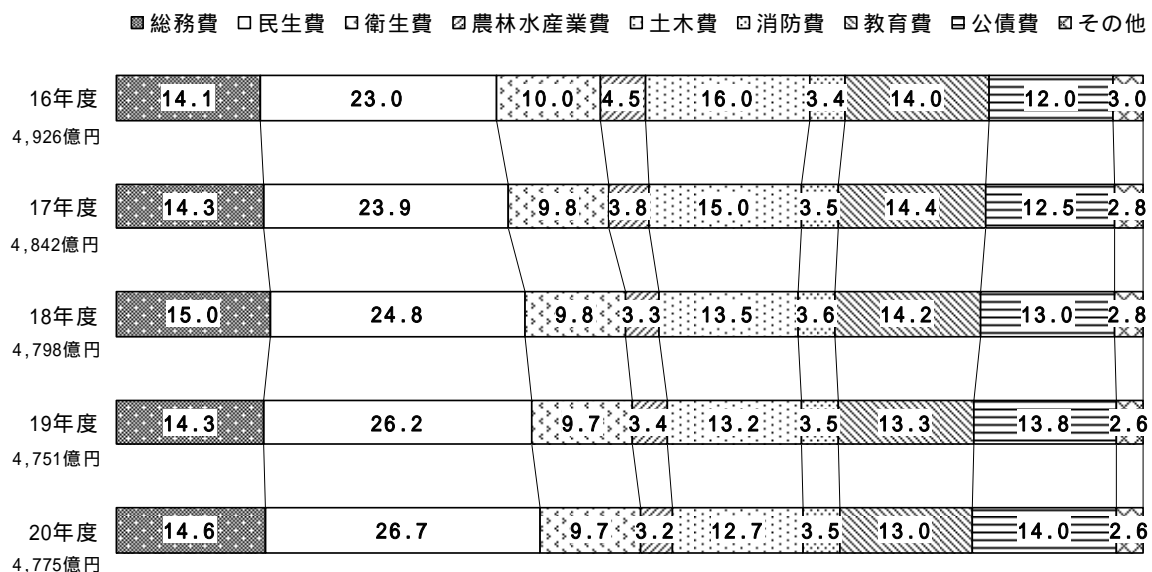
### (1) 目的別歳出の状況

歳出総額に占める構成比は、民生費(歳出総額に占める構成比 26.7%)が最も高く、総務費(14.6%)、公債費(14.0%)と続いている。民生費は平成 14 年度以降 7 年連続で最も高い構成比となっており、かつ平成 13 年度以降 8 年連続で構成比が増加している。

決算額の前年度比では、民生費が後期高齢者医療制度の施行、障害者自立支援給付費負担金の増、生活保護費の増等、各種社会保障関係経費の増により 31 億 76 百万円の増、総務費が景気後退に伴う市町村税還付金の増、一部団体での定額給付金の支給開始、貸付金の増等により 15 億 96 百万円の増、公債費が臨時財政対策債や合併特例債の償還増等により 11 億 29 百万円の増となった一方、土木費、農林水産費については公共事業の減等によりそれぞれ 20 億 89 百万円の減、11 億 47 百万円の減となった。

また、10 年前(平成 10 年度)の決算額と比較すると、決算額全体が 3%の減となる中、民生費は 43%増、公債費は 23%増となっており、一方で土木費は 36%の減、農林水産費は 46%の減となっている。

### 第 5 図 目的別歳出決算額構成比の推移



(2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 2,246 億 64 百万円(歳出総額に占める構成比 47.1%)、投資的経費 565 億 9 百万円 (11.8%)、一般行政経費 1,201 億 5 百万円(25.2%)となっている。

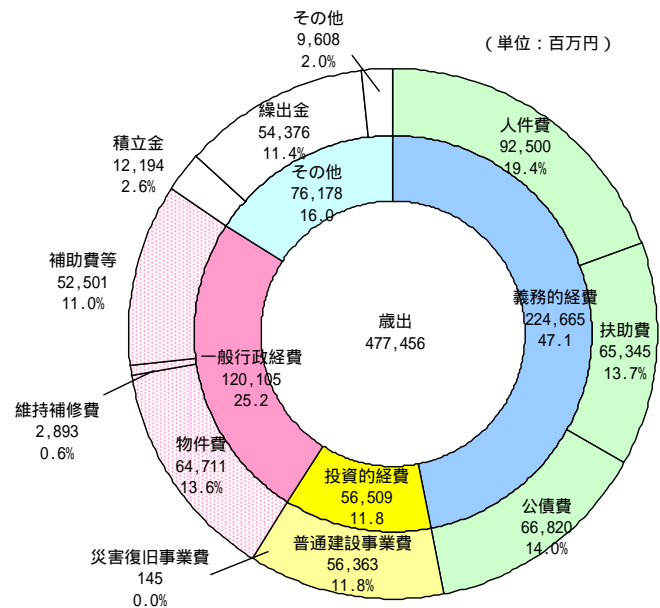
前年度と比べると、義務的経費の割合は 0.2 ポイント増、投資的経費が 1.1 ポイント減、一般行政経費が 0.5 ポイント増となっている。

義務的経費は、人件費が各団体の行革努力により 2.1%減少したものの、扶助費が障害者自立支援関係経費、児童手当給付費、生活保護費の増などにより 4.4%の増となったことや、公債費が臨時財政対策債、合併特例債の償還が増などにより 1.7%の増となったことから、8 年連続増加している。

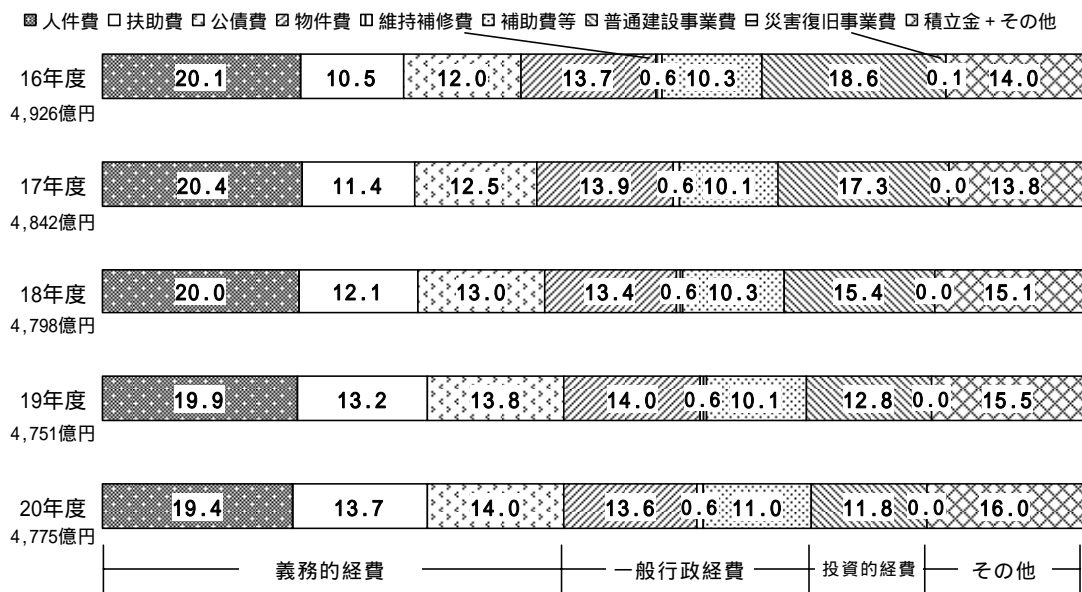
投資的経費は、普通建設事業費の補助事業(1.2%減)、単独事業(8.4%減)ともに減少しており、全体で 7.6%減となった。この結果、投資的経費は 7 年連続の減少となっている。

また、10 年前(平成10年度)の決算額と比較すると、決算額全体が3%の減となる中、義務的経費は 17%増となっている。内訳としては、人件費は8%減となっているものの、扶助費は社会保障経費の増や市町村合併に伴い生活保護事務の県事務(町村分)が市事務へ移行したこと等により71%の増となっており、公債費は23%増となっている。一方で投資的経費は、公共事業の縮減により58%の減となっている。

第6図 歳出の状況



第7図 性質別歳出決算額構成比の推移



## 5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、90.2%（都市 90.8%、町 86.1%）と 0.4 ポイント増加し、過去 2 番目の水準となった。

これは、経常経費充当一般財源等が、扶助費、公債費、繰出金等の増により増加する一方、地方税、県税交付金の減等により経常一般財源が減少したことから低下したものである。

### (1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

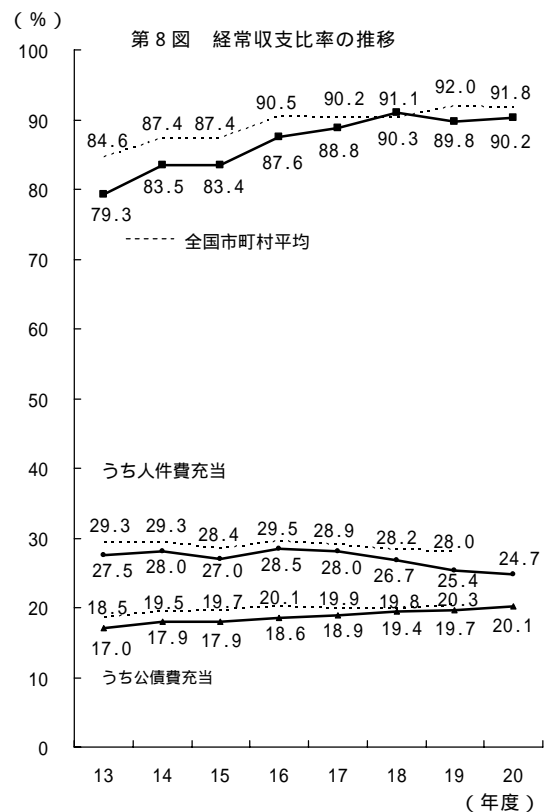
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

平成 20 年度の経常収支比率は 90.2% で、前年度の 89.8% に比べ 0.4 ポイント増加している。分母が、地方税、県税交付金の減による経常一般財源の減、臨時財政対策債の減により 0.1% 減少したことに加え、分子の経常経費充当一般財源において、人件費が 2.7% 減、扶助費が 6.3% 増、補助費等が 1.4% 減、公債費が 1.6% 増、繰出金が 3.6% 増等、全体で 0.3% 増加したことによる。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は 24.7% で、前年度に比べ 0.7 ポイントの減少となったが、公債費充当は 20.1% で 0.4 ポイントの上昇、扶助費充当は 7.6% で 0.5 ポイントの上昇となっている。

経常収支比率を段階別で見ると、80% を下回る団体は 1 団体のみで、半数の団体が 90% 以上となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、8 団体において比率が増加、18 団体において減少した。比率が減少した団体の方が多いにも関わらず全体として増加となったのは、一部団体における地方税、地方交付税の減少額が大きく、県全体の経常一般財源額を押し下げたこと等による。



### 経常収支比率の段階別団体分布

年度 \ 率	~ 70	70 ~ 75	75 ~ 80	80 ~ 85	85 ~ 90	90 ~ 95	95 ~ 100	100 ~
16	1	0	1	6	12	8	5	0
17	0	0	2	5	9	7	2	1
18	0	0	2	2	5	10	7	0
19	0	1	0	2	8	11	3	1
20	1	0	0	3	9	8	4	1

## 6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高 + 債務負担行為額 - 積立金現在高）は、債務負担行為額が増加したものの、地方債現在高の減少と積立金の増加により、前年度比 3.0% 減少し、4,876 億 93 百万円となった。

地方債現在高は、増加傾向が続いていたが、昨年度から減少に転じ、2 年連続の減となった。なお、臨時財政対策債を除く地方債現在高は、6 年連続して減少している。

また、積立金現在高は、総額では前年度比 1.8% 増加したが、厳しい財政運営状況を反映して、財政調整基金は 4.5% 減少した。

### (1) 地方債残高の状況

平成 20 年度末の地方債残高は、5,641 億 2 百万円であり、前年度末(5,832 億 67 百万円)に比べると 191 億 64 百万円減少した。地方債現在高は一昨年度まで 6 年連続増加していたが、昨年度から減少に転じ、2 年連続の減となった。

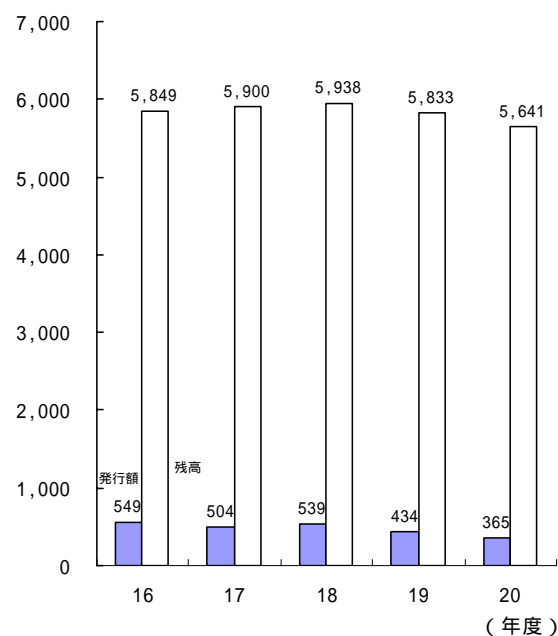
地方債現在高のうち、地方交付税の振替として平成 13 年度以降発行されている臨時財政対策債残高の占める割合が年々増加し、1,229 億 43 百万円となっている。臨時財政対策債残高を除いた地方債現在高では、6 年連続して減少している。

なお、住民一人当たりの地方債残高は 408,083 円(前年度 423,306 円)となっている。

地方債残高の目的別構成比をみると、一般単独事業債(37.6%)、臨時財政対策債(21.8%)、学校教育施設等整備事業債(8.7%)が主なものである。

借入先別内訳をみると、財政融資資金(41.3%)、旧郵政公社資金(13.3%)、市中銀行(11.0%)、地方公営企業等金融機構資金(9.2%)等となっている。

第 9 図 地方債発行額、残高の推移  
(億円)



### (2) 積立金現在高の状況

平成 20 年度末の基金残高は、1,192 億 64 百万円であり、前年度末(1,171 億 62 百万円)に比べると 21 億 2 百万円増加し、3 年連続増加となった。

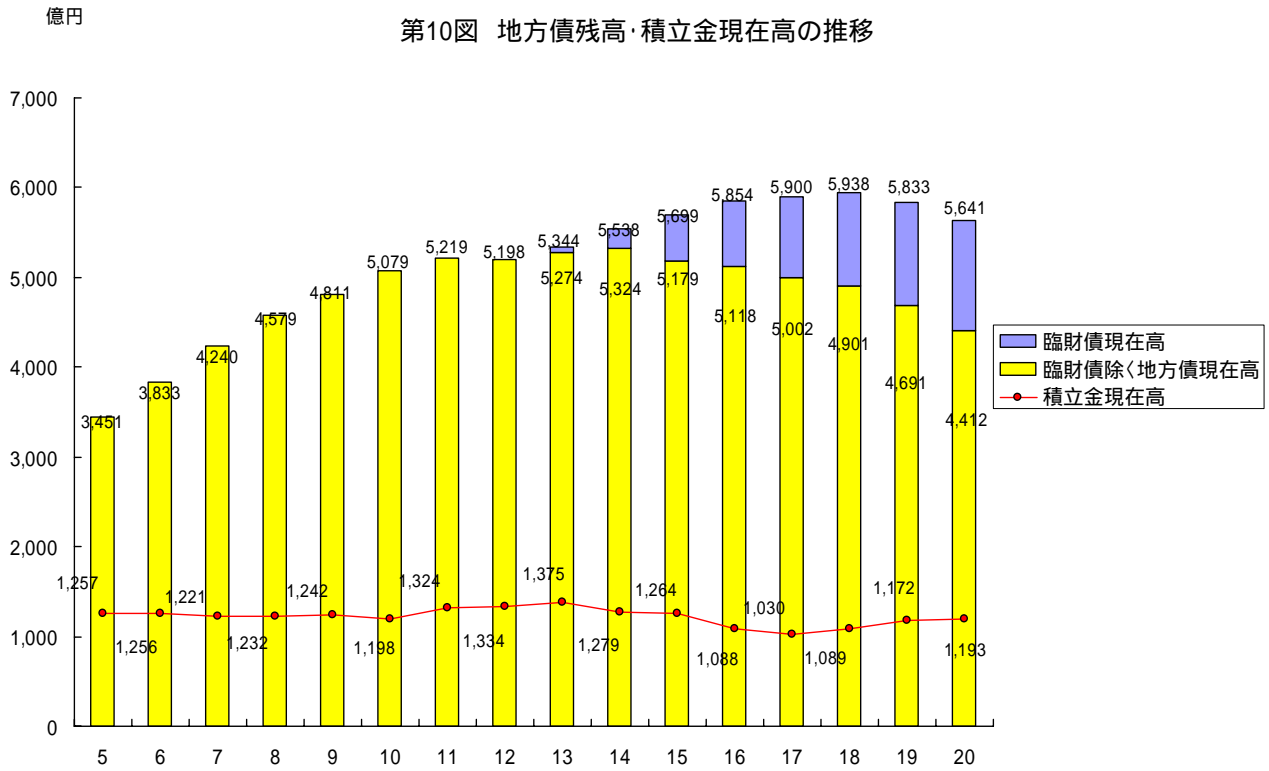
これは、合併特例債を活用した基金の積立が行われたことが要因として挙げられるが、一方で厳しい財政運営状況を反映し、財政調整基金は前年度末の 325 億 82 百万円から 4.5% 減少し、311 億 20 百万円となった。



### (3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

平成 20 年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、428 億 54 百万円であり、前年度末（368 億 83 百万円）に比べると 59 億 71 百万円増加している。

なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の実質的な財政負担は、4,876 億 93 百万円となり、前年度(5,029 億 88 百万円)から 3.0%減少した。



## 7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

### (1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では実質赤字が発生している市町はないが、全国では 19 団体で発生している。うち 2 団体が早期健全化基準を上回り、さらにうち 1 団体が財政再生基準を上回っている。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

### (2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内で発生している市町はないが、全国では 39 団体で発生している。うち 2 団体が早期健全化基準を上回り、さらにうち 1 団体が財政再生基準を上回っている。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられる。

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、15.1%（都市 15.0%、町 15.6%）となり、前年度に比べて 0.6 ポイント増加している。

なお、地方債協議制度においても許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体は、6 団体となり、2 団体増加した。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（平成 18 年度から平成 20 年度）

の平均値であらわしている。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。また、県内には存在しないが、25%以上の団体は、単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、一般公共事業等に係る地方債についても制限されることになる。許可団体とされる 18%以上の団体は、3 市 3 町（全団体の 23.1%）となっている。全国では、396 団体（全団体の 22.0%）が 18%以上の団体となっている。

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、112.2%であり、昨年度より 8.4 ポイント減少した。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

#### (5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなし。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成 20 年度決算より、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。

なお、20 年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- |          |             |           |            |
|----------|-------------|-----------|------------|
| ・実質赤字比率  | 2 団体（1 団体）  | ・連結実質赤字比率 | 2 団体（1 団体） |
| ・実質公債費比率 | 20 団体（1 団体） | ・将来負担比率   | 3 団体       |

（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。